

医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資するため、以下のような取り組みを実施しています。

★具体的な取り組み

項目	取組内容等
外来診療時間の短縮、地域の他の医療機関との連携などの外来縮小の取り組み。	<ul style="list-style-type: none">急性期病院として、地域医療機関から入院治療や緊急手術を必要とする患者の紹介や症状が安定した患者の逆紹介を推進する。 [令和5年度実績 紹介率 81.4% 逆紹介率 150.1%]地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携をより推進していく。
院内保育所の設置 (夜間帯の保育や病児保育の実施が含まれることが望ましい)	<ul style="list-style-type: none">平成22年4月より院内保育所を設置しており、院内すべての職員が利用可能である。現在はスポット保育や土曜日保育も実施し、働きながら子育てを行う職員の負担軽減に取り組む。夜間帯の保育や病児保育については、職員のニーズ調査及び当該状況のための就業規則上の制度活用状況より、実施はせず、休暇制度の活用を推進していく方向。
医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減	<ul style="list-style-type: none">平成20年8月より医師事務作業補助者を配置。現在、医師事務作業補助体制加算1の20対1を取得中。医師の外来診療補助やカルテの代行入力、書類作成の補助等を行い、医師の負担軽減に取り組む。
医師の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び処遇改善	<ul style="list-style-type: none">令和3年7月より医師が時間外・休日・深夜に救急外来診療を行った場合の翌日勤務の負担軽減に取り組む。特に、当直翌日は勤務軽減できるようシフト勤務化。
看護補助者の配置による看護職員の負担軽減	<ul style="list-style-type: none">急性期看護補助体制加算25対1を取得している。看護補助のみならず介護福祉士の配置も行い、看護職員の負担軽減に取り組む。看護補助については派遣による配置も行い更なる負担軽減を実施中。

医師の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

当院では、医師の負担軽減及び処遇改善に資するため、以下のような取り組みを実施しています。

★医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	取組内容等
初診時の予診の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来クランクによる電子カルテシステムへの入力 ・ 看護師による上記入力内容確認
静脈注射等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師及び臨床検査技師による採血、点滴等の実施
入院の説明の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師による入院の必要性についての説明実施 ・ 看護師及び外来クランクによる入退院支援 (手続き方法や入院準備など)
検査手順の説明の実施	<ul style="list-style-type: none"> 【外来】・クランクまたは看護師、臨床検査技師による検査手順説明 【病棟】・看護師による検査手順の説明
服薬指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師及び看護師による病棟薬剤業務、服薬管理指導業務 (現状) 当院の薬剤師数不足により、看護師が多くの業務を担っている状況。薬剤師を増員し病棟薬剤師を配置していく方向。

★医師の勤務体制等にかかる取組

項目	取組内容等
勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当直予定作成の際、2夜連続当直勤務とならないよう事務職員による確認を実施
前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の勤務間インターバルの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務予定作成の段階で、勤務間インターバルを9時間以上確保するよう事務職員による確認を実施
予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定手術日の前日に当直やオンコール勤務を割り振りしない。また、当直やオンコール勤務の翌日に手術を予定しない。
当直翌日の業務内容に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当直の翌日に予定手術を実施しないルールとする。また、当直により連続勤務時間が長くなる日の翌日勤務に制限を行う。
育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員就業規則で定めにより育児介護短時間勤務及び部分休業制度を実施。

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善に資するため、以下のような取り組みを実施しています。

★具体的な取り組み

項目	取組内容等
業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整 リリーフ体制、セル看護体制の導入
看護職員と他職種による業務分担	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学士、セラピスト、社会福祉士、事務職との業務分担を実施
看護補助者の配置	看護補助者の夜間配置
多様な勤務形態の導入	時短勤務制度等を導入
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	妊娠・子育て中や介護中の看護職員が利用できる制度を設け、職員が働きやすい環境づくりに努めている。 【取組内容】夜勤免除制度、育児短縮勤務（延長制度）、半日・時間単位休暇制度、他部署への配置転換、子の看護休暇制度、介護休暇制度
夜勤負担の軽減	夜勤従事者の増員（3人夜勤）

★夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

実施の有無	負担軽減の業務管理
実施中	11時間以上の勤務間隔の確保
実施中	夜勤の連続回数が2連続まで
実施中	早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫
実施中	看護補助者の夜間配置

★他職種による連携

負担軽減項目	取組内容等
薬剤師	病棟配置薬剤の一部管理等
臨床検査技師	採血業務等
臨床工学技士	病棟人工呼吸器管理
セラピスト	患者移送、病室での日常動作訓練等
社会福祉士	入院前の患者情報収集、入退院（転院）調整等
事務職（医事課）	外来患者への検査説明（上下部内視鏡）、カルテ管理等